

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第15号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年減額改定対象職員（適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則別表第3の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員をいう。次条第3項第1号において同じ。）であった者に限る。）</u> 前項中「受けていた給料及</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。</p> <p>(1) 職員が特地公署に勤務することとなった場合 その勤務することとなった日（職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日）</p> <p>(2) 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなった場合において、その勤務することとなった日後に当該公署が特地公署に該当することとなったとき その該当することとなった日</p> <p>(3) 職員がその勤務する特地公署の移転に伴って住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日</p> <p>3 <u>前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第53号）の施行の日において、職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則別表第3の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員をいう。この項及び次条第3項において同じ。）であった者に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条</u></p>

び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第53号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

(2) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年減額改定対象職員（適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員（平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定の適用を受けない職員に限る。）又は医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員をいう。次条第3項第2号において同じ。）であった者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第34号。以下この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から48号給まで
	4 級	1号給から32号給まで
	5 級	1号給から24号給まで
	6 級	1号給から16号給まで
	7 級	1号給から4号給まで
	1 級	1号給から92号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から72号給まで

例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第53号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

公安職給料表	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から32号給まで
	6 級	1号給から24号給まで
	7 級	1号給から16号給まで
	8 級	1号給から4号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から96号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から40号給まで
	4 級	1号給から24号給まで
	5 級	1号給から4号給まで
医療職給料表 (二)	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から72号給まで
	3 級	1号給から56号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から28号給まで
	6 級	1号給から12号給まで
医療職給料表 (三)	1 級	1号給から96号給まで
	2 級	1号給から80号給まで
	3 級	1号給から56号給まで
	4 級	1号給から44号給まで
	5 級	1号給から28号給まで
	6 級	1号給から8号給まで
大学教育職給料表	1 級	1号給から72号給まで
	2 級	1号給から52号給まで
	3 級	1号給から40号給まで
	4 級	1号給から12号給まで

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2

項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「に当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 略

2 略

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 異動等の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成21年減額改定対象職員であった者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第53号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに異動等の日に受けていた」とする。

(2) 異動等の日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成22年減額改定対象職員であった者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第34号。以下

項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「に当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 略

2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、異動等の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

略

3 異動等の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員であった者に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年香川県条例第53号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成21年改正条例第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに異動等の日に受けていた」とする。

この項において「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成22年改正条例第3条の規定による改正後の平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに異動等の日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び異動等の日に受けていた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに異動等の日」とあるのは「に異動等の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに異動等の日」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 育児短時間勤務職員等であって、異動等の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び異動等の日に受けていた」と、前項の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに異動等の日」とあるのは「に異動等の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに異動等の日」とする。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。